

別記様式

会 議 概 要 書

審議会等の名称	磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議
担当部課名	健康福祉部 高齢者福祉課
会議の開催日時	平成23年2月24日(木)午後 1時30分
会議の開催場所	i プラザ2階ふれあい交流室2・3
出席者(職・氏名)	磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議委員15名 磐田市地域包括支援センター社会福祉士7名 福祉事務所長、事務局3名
議 題	1 平成22年度高齢者虐待発生状況について 2 高齢者虐待に対する啓発活動について 3 その他
配付資料等の件名	・ 高齢者虐待の発生状況 ・ 啓発チラシ案 ・ 中学校での啓発に関する報告
概 要	<p>【開会】<高齢者福祉課長> 【会長あいさつ】 <会長> 今年度最後の会議となります。 人と人の関係が希薄になってきているこのような時代、地域での見守りが必要である。無縁社会と呼ばれる中、地域の絆が必要である。 地域の見守りとして、先日、新聞販売業界と市との協定により、新聞配達員からの連絡により、高齢者が命を取り留めたという事例がありました。 地域の見守りが必要だと感じる一方、それぞれの関係機関がどのように係わっていくかは課題となります。 また、地域包括支援センターには高齢者虐待に関しては、苦勞をかけていると思いますので、ご意見をいただきたく思います。</p> <p>【委員変更について】 <高齢者福祉課長> 民生委員児童委員協議会、介護・福祉関係機関代表の変更を報告 任期は23年8月31日までとなります。</p> <p>【議事】 <会長> 次第に基づいて議事を進めてまいります。 「高齢者虐待発生状況及び事例報告」について事務局から説明をさせたいと思います。</p>

<事務局>

資料により虐待件数の推移説明

22年度1月末現在までの状況報告

経済的虐待が6件と社会情勢によるものと思われます。

今年度になって2件、児童虐待と高齢者虐待が複合した事例が発生しています。新たな関係機関との連携が必要となってきている。

<豊岡地域包括支援センター> 事例報告

83歳女性。息子との二人暮らし。息子からの介護放棄と思われる事例について説明、報告。

<会長>

事務局、包括支援センターからの説明に関して質問はございませんか。

6番の事例は確認結果欄が×になっているがどういうことか。

<事務局>

毎月、社会福祉士会議で虐待と思われる事例について検討している。この事例は本人が不適切に過剰に救急車を呼んでいたもので、その原因が別居の息子の介護放棄ではないかとのケースでしたが、会議の中で虐待とは判断しなかったため×と記載してあります。しかし包括支援センターとしては虐待ケースではないがかかわりを継続しているのでその経過をここに記載しています。

<民生委員>

69歳男性右手右足に麻痺があるひとり暮らし。支援が必要と思われるものの別居の娘は介護申請を拒否。家の中、自動車の中はごみでいっぱい、まさにごみ屋敷。家族の介護放棄とも思われる。市、包括支援センターとは連携して、見守りを継続している。

<事務局>

市でも自宅訪問し状況は把握している。娘とも接触し今後の対応を検討している。

<会長>

核家族化が進む中、一人暮らし高齢者も増加し、民生委員による見守りも限界(持ちきれない)にきているのではないかと。民生委員のなりてがいない地域もある。

こんな状況の中、言い方は悪いかもしれないが、高齢者虐待の予備軍というようなケースも多くあるのではないのでしょうか。包括支援センターとしては、どのように感じていますか。

<北部地域包括支援センター>

民生委員さんからお話のようなケースは北部エリアでもあります。ごみ屋敷、一人暮らし、年金が少ない、本人はそこそこ動けるという場合、本人のそのまま生活したいという思いと、地域住民が心配する思いが一致しない。またセルフネグレクトも対応が難しい。

認知症、経済的問題が重なる場合は、対応が難しくなるケースが多い。

<豊田地域包括支援センター>

実態把握で実際に高齢者宅の訪問すると、将来的に心配だと感

じるお宅があります。

一人暮らしも心配だが、引きこもりぎみの子供、知的レベルがやや劣ると思われる子供との二人暮らしは特に心配です。

< 南部地域包括支援センター >

家とはいえないような家で生活し、それでも本人がそこでの生活を希望しているケース、介護すべき立場の家族に十分な判断能力がない状態でそれでもできる介護をどう協力してもらうか。など難しいケースがあります。

< 豊岡地域包括支援センター >

家族がいても介護力が不足しているケースが多い。介護サービスを利用したくても経済的問題から利用できないケースもある。

認知症の一人暮らし高齢者の対応では、本人の希望と本人の安全とどちらを優先すべきか悩むケースがある。

< 福田地域包括支援センター >

どのタイミングで介入すべきかも重要となる。個人情報保護の観点からも包括支援センターがどんなことをしている機関なのか等、周知が必要だと感じています。

< 中部地域包括支援センター >

私たちが劣悪な生活環境と思っても、本人には心地よい環境であったり、食生活においても同じようなことがある。

別添事例 2 では、虐待者を介護保険サービス（デイサービス）で被虐待者から離れる時間を増やしたところ、被虐待者の方が寂しさから精神不安定となり、こちらの支援も必要となっています。このケースをはじめ様々な事例で3職種が連携して対応しています。

< 会長 >

これらの意見になにかご意見はありますか。

< 副会長 >

本人の意思の尊重という話が出ていたが、医師の診断等の客観的判断による根拠によるものなのか、担当者の判断なのか。

重大な問題が発生した際の、責任の所在が心配です。

< 民生委員 >

先ほどの事例では本人はデイサービスを利用したい意思があったにもかかわらず娘から介護保険申請の取り下げをしてきた。

娘が本人の意思とは違う対応をしている。

< 事務局 >

認知症等の症状により本人の意思が正当でない場合でも、本人の意思とは違う私たちが正当と思う支援（サービス提供）をすることは難しい。

私たちが精神的に問題があると感じても、受診をさせるのも難しいし、高齢者の場合は明確な診断名が出にくいケースがある。

精神障害等で対応するとなれば、保健所や市社会福祉との連携により強制的な対応も考えられるが、そこまでのケースはない。

< 副会長 >

成年後見制度の市長申立により、適正な対応ができるのではないか。

< 会長 >

近隣市町ではどのような対応をしているのか？

< 北部包括支援センター >

介護保険では本人の主訴が重要視されます。本人の意思とは別に、生活そのものを変える対応をするのには、主治医から明確に判断能力がないとの意見がないと難しい。

< 副会長 >

長谷川式など、何らかにより判断能力の有無を明らかにしておく必要があるのではないのでしょうか。

< 北部包括支援センター >

認知症高齢者が、勝手に養子縁組をされてしまったケースがあった。弁護士からは、事実のあったより以前から認知症が発症していたことの医師の診断書が必要と言われた。

養子縁組を届出する際、本人が窓口に行けば認知症であっても手続きは完了してしまう。

最近、同様のケースがあったが市へ事前に不受理の届出をした。

< 副会長 >

たとえば認知症の方の住むごみ屋敷から火が出で隣家に燃え移った場合、本人の意思とはいえ放置していたことが、問題となるのではないか。本人の意思を尊重した理由を明らかにしておくことも必要だと思います。

< 委員 >

認知症の方に成年後見人が付いたとしても、本人の意思に反して施設入所させることはできませんよね。

< 副会長 >

制度としては本人の意思は関係なく、後見人の判断により入所させる（する）ことが可能です。

《実際の場面では、本人が入所を強硬に拒んだ場合に、だれが対応するかは課題》

< 副会長 >

先進的な市町では積極的に成年後見制度を活用している事例があります。

< 委員 >

成年後見人制度を利用し、施設に入所させた事例はありますか。

< 事務局 >

今年市長申立をした事例が2件ありました。

1件は知的障害を持つ高齢者に対し、長年付き合いのある知人が後見になりました。もう1件は施設入所中の高齢者で財産処分の必要性があるとのことから申立をしました。

施設入所等のための市長申立はありません。

<副会長>

高齢化の進んでいる地域は積極的に取り組んでいるようです。

<会長>

本人、親族の意思を尊重しながら、対応している現状はわかりました。皆が判断能力がなくなってしまうと、難しい問題となってしまう。

今後他の市町の事例を参考にして研究してみてください。

<会長>

2番の高齢者虐待に対する啓発活動について事務局お願いします。

<事務局>

前回会議の意見により、高齢者虐待の周知のためのポスター案を作成してみました。1枚目は高齢者の写真を使い、高齢者に関するポスターであることがわかるようなものとししました。2枚目にあるものは、高齢者とはまったく関係のない写真をあえて使い、いろいろなことを考えてもらい思いで作ってみました。

医療機関、金融機関、介護保険関係事業所等で貼っていただきたいと考えています。

高齢者に関するものと、はっきりわかるものと、あえてそうでないもの、どちらが良いか、市職員、包括支援センター職員でも意見交換をしてみました。委員のみなさんの意見もお聞かせいただければと思います。

2月17日に神明中学校で認知症と社会保障制度について授業を行いました。社会科の授業ということで、高齢者虐待までは十分に話しを展開できませんでしたが、今後福祉に関する授業などでは、認知症が高齢者虐待の原因となりうるということへもつなげた話しができるのではないかと感じました。今後の若年層への啓発活動の足がかりとすることができたと思います。

23年3月号広報に包括支援センターの説明と併せて、高齢者虐待の現状を掲載し啓発を行うこととなっています。

<会長>

みなさんから意見がありましたらお願いします。

<委員>

小学生、中学生にアピールしていくことは大切だと思います。ボランティアへの意識が高まって、参加も増えてきていると感じています。介護施設への訪問も多くの学校でやっているようです。体感できることはいいことで、虐待防止にもつながるのではないかと思います。

「虐待」という言葉はキツイと感じました。別の言葉で表せないでしょうか。虐待するほうも、されるほうも同じ人間なので同じように扱うことができればよいのですが・・・。

包括支援センターの話しの中で精神的ケアをしていく中で3職種が連携を引き続きお願いしたい。

<事務局>

「虐待」を別の言葉で表現できれば考えてみたい。しかし意味が変わってしまっはいけない。

<委員>

ポスターは一瞬見てわかりやすいものが良いと思う。虐待は端的といういじめと思います。高齢者には「STOP」はわかりにくい。「虐待はやめよう」「いじめはやめよう」という風な感じが良いのではないか。

施設に学生がボランティアで来ているところを見ることがあるが、やさしい気持ちで対応している。そのような心があれば虐待はおこらないと思う。

ポスターを見て虐待をしている人が反省するようなものが良いと思います。

< 副会長 >

金融機関は金銭搾取等の高齢者虐待の当事者にもなりかねない。監視のメッセージになってよいのではないのでしょうか。

< 会長 >

簡潔に表現していかななくてはいけない。高齢者を表に出したものにするか、地域で支えあうような元気な明るいイメージがよいのか。また言葉の表現も「いじめ」という言葉がすべてに足りるかなど検討をしてもらいたい。

じっくり考えて、次回にまた提案してもらいたい。

< 委員 >

広報に掲載されていた笑顔の写真など使えば良いのではないのでしょうか。明るい表情で良いのではないのでしょうか。

< 会長 >

事務局からその他なにかありますでしょうか。

< 事務局 >

認知症が高齢者虐待の原因の一つとなりかねないということから、18年度から実施している認知症サポーター養成講座を、学校や金融機関などでもすすめていきたい。

北部包括支援センターで介護者のストレス軽減、交流という観点から認知症井戸端会議を開催していますのでご紹介します。

認知症サポーター養成講座を受けるとオレンジリングを配布しています。

< 会長 >

リングはどんな意味あるのでしょうか。

< 事務局 >

認知症について理解しているという証と考えられます。

< 民生委員 >

サポーター養成講座を受講し、認知症の方への接し方を理解している人の証と考えてもらうのが良いのではないのでしょうか。

< 会長 >

わかりました。全国でそんな人を増やしていこうということですね。

< 委員 >

こういうものを使って若年層に周知していくことが必要だと思います。

< 会長 >

教育委員会とも連携して進めていってほしいと思います。

	<p>< 委員 > 先日、民生委員で高齢者の疑似体験を中学校で行ってきました。</p> <p>< 会長 > そういったことを、周知していくことが大事だと思います。 そのほかよろしいでしょうか。 以上で議事を終了したいと思います。</p> <p>< 事務局 > 貴重なご意見ありがとうございました。 成年後見にはついては、潜在的に必要とされる方が多いと思います。 包括支援センターが中心になって相談にのっていますが、 社会福祉協議会とも連携して考えていきたいと思っています。 次回は新年度になり、7月頃を予定したいと思います。</p>
<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴者の定員 - 会長が会議ごとに決定する。 ・ 傍聴手続き - 傍聴者申込書に住所、氏名を記入する。 ・ その他、磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議傍聴要領に基づく。